

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成29年12月14日(2017.12.14)

【公開番号】特開2016-207380(P2016-207380A)

【公開日】平成28年12月8日(2016.12.8)

【年通号数】公開・登録公報2016-067

【出願番号】特願2015-85980(P2015-85980)

【国際特許分類】

H 01 H 1/06 (2006.01)

H 01 H 11/06 (2006.01)

【F I】

H 01 H 1/06 M

H 01 H 11/06 A

H 01 H 1/06 D

【手続補正書】

【提出日】平成29年10月27日(2017.10.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

台金の接点取付穴にリベット型接点の脚部を挿入してかしめてなる電気接触子であつて、

前記リベット型接点の鍔部と前記台金との間に、前記電気接触子の使用に伴い前記リベット型接点の鍔部と前記台金との間の接合強度を増大させる接合材が設けられていることを特徴とする電気接触子。

【請求項2】

前記接合材が、前記台金に形成された溝部に設けられていることを特徴とする請求項1に記載の電気接触子。

【請求項3】

前記接合材が金属微粒子であることを特徴とする請求項1又は2に記載の電気接触子。

【請求項4】

前記金属微粒子が、A g微粒子及びC u微粒子からなる群から選択される少なくとも1種であることを特徴とする請求項3に記載の電気接触子。

【請求項5】

前記金属微粒子の平均粒径が、1 nm以上100 nm以下であることを特徴とする請求項3又は4に記載の電気接触子。

【請求項6】

前記接合材が金属薄膜シートであることを特徴とする請求項1に記載の電気接触子。

【請求項7】

前記金属薄膜シートが、厚さが10 μm以下のS nシートであることを特徴とする請求項6に記載の電気接触子。

【請求項8】

接点取付穴を有する台金とリベット型接点の鍔部との間に、電気接触子の使用に伴い前記リベット型接点の鍔部と前記台金との間の接合強度を増大させる接合材を配置した後、前記台金の前記接点取付穴に前記リベット型接点の脚部を挿入してかしめることを特徴と

する電気接触子の製造方法。

【請求項 9】

前記台金に形成された溝部に前記接合材を配置することを特徴とする請求項 8 に記載の電気接触子の製造方法。

【請求項 10】

前記接合材が金属微粒子であることを特徴とする請求項 8 又は 9 に記載の電気接触子の製造方法。

【請求項 11】

前記金属微粒子が、 $Ag$  微粒子及び $Cu$  微粒子からなる群から選択される少なくとも 1 種であることを特徴とする請求項 10 に記載の電気接触子の製造方法。

【請求項 12】

前記金属微粒子の平均粒径が、1 nm 以上 1 0 0 nm 以下であることを特徴とする請求項 10 又は 11 に記載の電気接触子の製造方法。

【請求項 13】

前記接合材が金属薄膜シートであることを特徴とする請求項 8 に記載の電気接触子の製造方法。

【請求項 14】

前記金属薄膜シートが、厚さが 10  $\mu m$  以下の Sn シートであることを特徴とする請求項 13 に記載の電気接触子の製造方法。